

平成22年度

事業計画書

財団法人

日本高等学校野球連盟

I. 高等学校野球の振興、指導および加盟団体に対する監督

(寄付行為第4条1項)

- (1) 年度終了後の評議員会は5月21日(金)に、平成23年度事業計画審議の評議員会は11月26日(金)に開催の予定。また、年度内に全国理事会を4回開催するほか九地区理事会を2回、毎月定例として常任理事会を開催して諸案件を審議、高等学校野球の健全な育成、発達を図ると共に各都道府県高等学校野球連盟会長会議、同理事長会議をそれぞれ各1回開催し加盟団体への監督、指導を図る。
- (2) 高等学校野球の振興策として、中学・少年野球の育成事業を継続して推進する。来年度も、①定期連絡会の開催、②育成・振興事業の推進、③講習会、研修会などへの参加の呼びかけ、④中高連携方法の検討、⑤中学生の体験入部の取り扱い規定の周知徹底、を中心に各都道府県高等学校野球連盟と協力して連携を図る。特に中体連軟式野球専門部との連携を強化する。
- (3) 近年、野球部関係者の不祥事件が多発傾向にある。不祥事件のうち指導者・部員の部内暴力および部員のいじめ行為の絶滅とインターネット・携帯電話のメールによる迷惑行為の防止などの指導を強化する。
 - ① 指導者の部内暴力
相変わらず指導者の暴力(体罰)が後を絶たない。「暴力のない高校野球を目指して」(平成17年8月27日付通達)の主旨が、現場では生かされておらず指導者の暴力は許されざる行為であることを引き続き訴えていき部内暴力の絶滅に努める。
 - ② 部員のいじめ行為の絶滅
学校内などで部員以外の生徒とともに関わったいじめ行為も多発している。被害部員や生徒の心の痛みを思いやれない行為は、フェアプレイの精神に反し、スポーツマンシップにもとる行為であり残念なこと。指導者の注意深い観察と併せて、機会あるごとに、高校野球の基本理念の一つであるフレンドシップの涵養につながる指導を促す。
 - ③ インターネットや携帯電話のメールによる迷惑行為の防止
実態把握は困難であるが、インターネットや携帯電話を用いたいたずらメール、からかいメールといったものから明らかな誹謗中傷や卑猥、破廉恥なメールまで報告されている。このようなメールによる迷惑行為の防止のために、人権尊重とともに部員の自律、自制を促す。
- (4) 情報公開の推進と都道府県高等学校野球連盟との業務を円滑にするため、Eメールやホームページの開設をさらに推進する。

- (5) 野球留学問題関連として来年度も選抜大会、選手権大会の両全国大会出場校の選手登録を分析し、都道府県外出身者の実態を把握、公表する。また、選手権地方大会登録選手についても引き続き調査を実施し、実態把握に努める。
- (6) 特待生制度採用校の調査に関する件
- ① 採用時の調査対象項目（22年5月末）
 - 1) 年度の部員登録時に、その年度実際に入学した野球部特待生の人数。
 - 2) 入学した人数が6人以上の場合は、なぜその人数としたか理由を添えてもらう。
 - ② 特待生入学結果の公表（同5月末）

実際に入学した人数を全国集計して5人以下と6人以上の学校数を公表する。学校名および生徒の氏名は公表しない。
 - ③ 入学後の調査対象項目（同5月末）

野球部特待生として在籍1年後の状況を以下の内容について調査する。報告は採用した人数の調査項目の内訳を調査し、生徒の特定をする調査はしない。

 - 1) 部活動に関する調査内容。
 - 2) 学業と部活動に関する調査内容。
 - 3) 生活態度に関する調査内容。
 - 4) 特待生制度採用による効果と問題点。
 - ④ 入学後の調査対象項目の公表（同5月末）

調査した学校名および学校別の個人の結果については公表しない。
 - ⑤ 第三期募集要項確認項目（同10月末、11月末）

II. 高等学校野球の調査、研究

(寄付行為第4条2項)

- (1) 年度内に総務、財務、審議、軟式部、審判規則、技術・振興、医科学等の委員会を随時開催、諸事項を細部にわたり審議、検討する。
- (2) 5月末現在を基準とした硬式、軟式両加盟校部員数調査を来年も実施する予定。
- (3) 年度内に開催される第82回選抜高等学校野球大会ならびに第92回全国高等学校野球選手権大会に参加する出場校に、大会期間中の宿舍生活実態と参加経費、寄付金募集の状況と過不足金の処理方法などの内容についてアンケート調査する予定。

Ⅲ. 高等学校野球大会の開催および協力

(寄付行為第4条3項)

年度内に次の通り諸野球大会を当連盟の主催または協力で開催する。

(1) 第82回選抜高等学校野球大会

期 日 平成22年3月21日(日)から12日間

場 所 阪神甲子園球場

参加校 32校(一般選考28校、21世紀枠3校、神宮大会枠1校)

(2) 第92回全国高等学校野球選手権大会

期 日 平成22年8月7日(土)から15日間

場 所 阪神甲子園球場

参加校 49校(北海道、東京は2校、他の府県は各1校)

(3) 第55回全国高等学校軟式野球選手権大会

期 日 平成22年8月25日(水)から5日間

場 所 明石公園野球場と高砂市野球場

参加校 全国16地区から各1校ずつの計16校

(4) 第65回国民体育大会(千葉国体)・高等学校野球競技会

・硬式の部

期 日 9月26日(日)から5日間

場 所 銚子市営球場(銚子市)

参加校 12校

・軟式の部

期 日 9月26日(日)から4日間

場 所 船橋市運動公園野球場(船橋市)

参加校 10校

(5) 春季地区大会

各都道府県高等学校野球連盟の協力により、北海道、東北、関東、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の全国9地区で4月下旬から6月中旬にかけて開催の予定。

(6) 秋季地区大会

各都道府県高等学校野球連盟の協力により、北海道、東北、関東、東京、北信越、東海、近畿、中国、四国、九州の全国10地区で10月上旬から11月中旬にかけて開催の予定。

(7) 第41回明治神宮野球大会

11月13日(土)から5日間、明治神宮野球場で開催の予定。高等学校の部は10校の参加とし、東京都のほか9地区から代表が参加する予定。

[海外派遣]

次の通り年度内に海外派遣を行い、野球を通じて国際親善を計る予定。

(1) 日米親善・全日本選抜チーム米国派遣

第92回全国高等学校野球選手権大会参加チームの中から優秀選手を選んで全日本選抜チームを編成し、米国に派遣しMLBアーバンユースアカデミーと親善試合を行う予定。

IV. スポーツ医科学の調査、研究

(寄付行為 第4条4項)

(1) 医科学委員会(越智隆弘委員長)で、スポーツ医科学の啓蒙と推進事業を担当する。

(2) 選抜大会並びに選手権大会参加の投手全員に大会前に肩、肘の関節機能検査を実施、スポーツ障害予防の啓蒙に努める。

V. 一般アマチュアスポーツ団体との協力、提携

(寄付行為 第4条5項)

(1) 全日本野球会議、全日本アマチュア野球連盟、日本野球連盟、全日本軟式野球連盟をはじめ全国定時制軟式高等学校野球連盟、全国高等専門学校体育協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟のほか少年野球団体とも密接に連絡、会合などを随時開催して相互の発展と振興を図る。

VI. 高等学校野球の指導者、審判等の講習会の開催

(寄付行為 第4条6項)

(1) 全国審判講習会、九地区審判講習会

4月17、18日の両日、阪神甲子園球場並びに中沢佐伯記念野球会館において開催。各都道府県代表の受講者を対象に高校野球審判員として技術、精神面の全般にわたり指導する。

また、全国九地区でブロック毎の審判講習会に講師を派遣し指導する。

(2) 指導者研修会

加盟校指導者の研修会に都道府県高等学校野球連盟の要請により講師として適任者を人選の上、派遣する。

(3) 理事長研修会

日本学生野球憲章改正に伴い、年度内に理事長研修会を開催する予定。
日本学生野球憲章をはじめ、各種規定や通達の説明を行う。

(4) 指導者育成プログラム「高校野球・甲子園塾」

高校野球のよき指導者となるために、教員資格を取得し現在教員として在籍10年未満の指導者を対象に、2泊3日のコースを年度内2回開催。
各回、27名が参加。中沢佐伯記念野球会館（講座・座学）と近府県の加盟校の協力を得て、グラウンドでの実技研修も行う。

(5) プロ野球現役選手によるシンポジウム「夢の向こうに」

日本野球機構、プロ野球選手会の協力を得て、毎年6ヵ所で開催するシンポジウムは7年目となる。平成22年度の開催道県は次の通り。

東 北・福島県	関 東・山梨県	北信越・福井県
東 海・三重県	近 畿・滋賀県	九 州・沖縄県

Ⅶ. その他

(寄付行為 第4条7項)

(1) 事故防止対策の推進

① 練習中の事故防止

1) 打撃練習用のネットの点検と正しい設置

- ・ 打撃練習時に使用する防球ネットに破れがないか常に点検すること。
- ・ L字型ネットに三角ネットが装着されていること。
- ・ 複数打者で実施する場合に正しく防護される位置を確認すること。

2) ピッチングマシンの操作について

- ・ 使用開始時に異常がないか点検すること。
- ・ コントロール調整時は投球方向に人がいないか確認すること。
- ・ ピッチングマシンに球を補給する部員は、必ずヘルメットを着用することと、投球口から打球が跳ね返って当たることのないよう、防護ネットを設置すること。

② バス運行上の安全管理について

平成21年7月、選手権地方大会開会式に引率する生徒を乗せた当該校所有のバスで、同校野球部コーチが運転を誤り死傷者が出る事故が発生した。以下は平成6年に同様の事故が発生したときの加盟校に対する安全管理の留意点で、加盟校に再度注意喚起をする。

- 1) 利用ごとに学校長の承認を得ること。
- 2) 車両の管理、整備を行う。
- 3) 運転者を特定し、安全運転の励行と安全教育を行うこと。
- 4) 救急措置等の対策について（関係資料の携行）
 - ・ 保護者への緊急連絡先
 - ・ 生年月日と血液型
 - ・ 健康保険証の種別と番号
- 5) 任意の自動車損害賠償保険を必ず契約すること
- 6) 保護者への事前説明
学校外への活動で、通常の公共交通機関以外にマイクロバスなどの輸送方法を取ることを事前に保護者に説明し、理解を得ておくこと。

③ 落雷事故防止について

近年の異常気象で、毎年様々な被害が起きている。中でも屋外で競技するスポーツでは落雷事故による注意喚起が必要で、大会運営上はもとより、加盟校の練習時においても落雷の予兆には十分注意をする必要がある。

〈参考〉日本大気電気学会「落雷の予兆」より一部抜粋

- 1) 絶えず雷鳴に注意し、空模様を見守ること
- 2) 雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子の場合は安全な空間に避難すること
- 3) 雷鳴は、遠くかすかに聞こえる場合でも危険信号と考え、直ちに避難してください
- 4) 雷鳴が止んでも20分以上経過してから屋外に出るようにしてください

(2) 審判規則委員会からの重点指導事項

ルール（妨害・ボーク・得点）の理解と、審判の宣告（ディクレアー）がどのようなジェスチャーかを周知徹底させる。

① 妨害 (INTERFERENCE)

守備妨害、走塁妨害、打撃妨害を適用するケースとジェスチャーの周知を図る。

② ボーク (BALK)

B A L Kの語源をふまえ、正しい投球方法を身につけさせる。クイックリターンピッチと走者が塁にいるときはボークとなる反則投球（イリーガルピッチ）を理解させる。

③ 得点 (RUN・SCORE)

得点が認められるか否かのケースを再度確認するよう徹底を図る。

< 例 >

- 1) スクイズの際、打者が打者席を出てバットに当てた場合
- 2) タイムプレイと得点
- 3) 第3アウトと第4アウトの置き換え

以 上